

社会福祉法人小松市大和善隣館一般事業主行動計画

職員が家庭や地域、そして仕事においても充実した時間を過ごし、豊かで健康的な人生設計を描き、生活できるよう、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年8月1日から平成32年7月31日までの5年間（第二期）

2. 内 容

【目標1】 子育て・介護を行う職員等の仕事と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備拡充を行う。

<対 策>

- 自己申告書による育児や介護等の家庭環境を職員異動計画やクラス配置において、配慮することにより、肉体的精神的負担の軽減を図る。
- 正規職員と非常勤職員間の処遇格差是正の為、家庭環境に起因する土曜勤務手当及び育児手当を非常勤職員（フルタイム勤務職員）についても支給対象とする。
- 職員配置基準を拡充し、仕事家庭生活のバランスが、より図りやすいような職制とした「一般職職員」への転用希望を容易にする。
- 管理職を除く総合職職員には、皆勤手当を支給する。

【目標2】 早出・早仕事・早帰りを推奨し、「My Time」（個々の時間）を創出する。

<対 策>

- 毎週水曜日を「No 残業DAY」とし、延長保育等の勤務対象者以外は、所定勤務時間終了後10分以内に帰宅する。また徹底の為、管理職は施設巡回を行う。
計画初年度は、水曜日を設定するが、2年目以降は週2日を「No 残業DAY」とする。
- 時間管理を徹底し、職員間の定例行事（会議・委員会・打合せ・研修等）の開始時間は厳守し、終了時間を決めて事に当たる。
- 業務効率の最適化をはかり、就業時間内の無駄な仕事・作業・会議・打合せを排除する。